

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所第3号機、高浜発電所第1、2、3、4号機及び大飯発電所第3、4号機の設計及び工事計画（変更）認可申請並びに美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策））【6】」

2. 日時：令和5年5月9日（火） 18時15分～19時31分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、坂本安全審査専門職

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力保全担当部長 他26名（26名のうち、16名はTV会議システムにより出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料－1 基本設計方針他比較表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから関西電力株式会社の美浜高浜大飯発電所に関わる火災防護対象ケーブルの系統分離対策に係る施工認申請と、
0:00:15	あと保安規定変更認可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくをお願いします。
0:00:20	それは先ほどですけども、全部申請分の補正を受理しましたので、資料1という形でヒアリング資料提出いただけてますけども、補正内容、
0:00:34	の、
0:00:36	説明ということでよろしいですかね。はい。関西電力の方から説明をお願いします。
0:00:43	はい、関西電力吉田でございます資料1に基づきまして、ほぼ基本設計方針の補正内容について説明いたします。第1回第2回審査会合で、
0:00:55	基本設計方針の内容について説明させていただきましたけども、そこから今回の補正に変更した部分を中心に、説明させていただきます。
0:01:07	左の方がですね第2回審査会合で示しておりました基本設計方針で、今回、中欄の方が、
0:01:18	今回補正で出しました基本設計方針になります。下線の部分が違っている部分になります。1点目ですけども、
0:01:28	隔壁というものを隔壁等にしております。これはその上、2行上の方ですね、1時間の耐火能力を有する隔壁等の設置というのがありますようにですね、
0:01:41	ちょっと頭が抜けていたというところで、記載の適性化になります。その下感知器と作動という部分につきましても、
0:01:52	記載を適正化するという内容でございます。今回設計追加しますポツの火災に対する対策を考慮した系統分離対策と、
0:02:04	いうところで、まず赤字部分ですけども、上記、
0:02:10	及びろうに示すという部分のくだり、これにつきましては、同等の設計というところで、これ第1回審査会合ですね、
0:02:22	これまで3時間耐火の隔壁で分離する場合、1時間耐火+感知消火で分離する各対策、これを基本設計方針に入れていたんですけども今回はポツと、
0:02:36	いうものを、同等の設計として追加しますと、いうことは第1回審査会合で説明しておりましたんで、それを今回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:46	基本設計方針に明確に記載したという内容でございます。
0:02:50	その下電気盤制御盤除くという部分、これは審査会合で電気盤を火災原因として、考慮して対策を打つというところもありましたんで、
0:03:02	このポツの設計におきましては、ケーブルと電気盤を区別して、対策するということで、こういう記載を入れております。
0:03:12	その下考慮するか再編というところの赤字部分、これは審査会合でも説明しましたけども、考慮する火災原因としては、
0:03:23	互いに相違する系列のいずれか一方、異なる系列側のケーブル、これが一つですと、二つ目は、
0:03:35	固定化3円と呼ぶもの。
0:03:38	が二つ目ですと、三つ目としては持ち込み可燃物、これを加算園として考慮しますというところを、今回基本設計方針でも明確に、
0:03:50	しまして、それぞれに対してかっこいい所の対策を講じると、そういう設計に、記載をしております。
0:04:03	裏面いきまして、このうち、(ロ)、(ハ)の対策についてはというところですが、
0:04:12	ここは審査会合では防護対象系列と呼ぶ形で、どちらの系列を守りますかというところを説明さしていただいていたんですけども、
0:04:25	そのこの部分の説明をより具体的に、基本設計方針で、
0:04:34	説明できるようにというところで追加した部分になります。(ロ)、(ハ)については、基本的にはいずれか一方の系列、
0:04:45	のケーブルの周囲の火災に対して対策を打ちますと、その次に、固定化再現となる火災防護対象機器を設置している火災区域区画、
0:04:57	においては、当該の火災防護対象機器の系列と相違する系列のケーブル、
0:05:04	の周囲からの火災に対して対策を打ちますということで、審査会合のときにはケーブルトレイと同じ形。
0:05:15	系列を防護しますというような言い方で、ちょっと回答さしていただいた部分もありますけども、それをより、
0:05:25	正確な言い方を、今回、基本設計方針に書かしてもらっております。
0:05:32	その下(イ)の記載ですけども、これは何と何を分離するかというところでケーブルとケーブル、ケーブル間を分離というのが明確になるように、
0:05:43	記載をしておりますこれも審査会合で説明した内容になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:49	(口)ですけども、ここはもともと6メートルの範囲内と、6メートルの範囲外につきましても、審査会合の中です、
0:05:59	保安規定のこれまでの消火活動についての規定に基づいて、きちっと消化していきますということを言っておりましたので、
0:06:11	それも今回、基本設計方針に明記する形にして、その下、火災防護対象ケーブルから6メートルの範囲内。
0:06:21	と範囲外、これそれぞれどういう対策を打つかということが、わかるようにですね。
0:06:28	文章を、こういった、
0:06:31	構成で記載する形に修正をしております。
0:06:37	先ほどちょっとまた書きの部分以降は、審査会合です、保安規定に基づいて消火活動をやっていきますと、摩耗していた内容を、
0:06:48	文字化して、基本設計方針に入れた部分になります。なおの部分ですけども、固定化再現としない可燃性物質
0:06:58	の話ですが、これについては発熱量が小さい可燃物の扱いであるとか、そういった、
0:07:08	後藤審査会合でやりとりさしていただきましたけども、それを基本設計方針にきちっと落とし込んだという内容になっております。
0:07:21	最後(ハ)の部分ですけども、
0:07:29	まず、原子炉容器に燃料が装荷されている期間においてというのを今回書いております。これ審査会合のときは、可燃性物質の持ち込みの
0:07:41	管理については、モード外の機関は除外しますという説明しておりましたが、それを基本設計方針で、
0:07:52	明確になるようにですね、
0:07:55	原子力に燃料が装荷されている期間において、当該範囲内に、
0:08:01	中根瀬口と持ち込む必要持ち、
0:08:05	持ち込まない管理を実施しますと、ということで、期間、その持ち込みの管理を実施する期間を明確にしたと。
0:08:16	いうことを、をしております。あとですね、監視員の配置及び消火設備の配備等によりという部分、これはもともと持ち込むものを含む完新統による監視を継続することと。
0:08:31	書いてたんですが、ここは手段よりも最終的には早期、早期に火災を感知消火する運用と。
0:08:42	そこが最終的な目的ということなので、そこに行き着くための具体的な例として、何点か書く形で最終的には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:54	早期に火災を感知消火するということに重点を置いて、対策を打つようなそういう文章に、修正をしております。
0:09:05	また以降は先ほどの6メートルの範囲内の話と同じですので、割愛いたします。
0:09:13	基本セキ星以上になります。
0:09:30	安保グループの藤原です。関西電力の藤原です。続きまして保安規定側の内容について説明させていただきたいと思います。
0:09:40	まず、1.3ポツ、教育訓練の実施というところで、(1)の括弧ア、
0:09:48	括弧Bというところでですね、
0:09:50	原子炉施設内の火災区域または火災、火災区域区画に設置されている、機能有する構築物、
0:09:58	系統及び機器を変え火災から防護することを目的と。
0:10:03	ええし、ということに記載したんですけどもそれを目的とした、可燃物の持ち込み管理というところで記載の適正化を行ってございます。
0:10:13	続きまして2.5ポツのところでは手順書の整備というところですけども、こちらの中ですけども審査会合でも説明したところになりますけれども、
0:10:25	6メートル範囲内について持ち込み。
0:10:29	可燃物も持ち込まないというところについての手順を明確化するというところの、
0:10:35	内容を説明してきてございましたので今回、基本設計方針の内容に則しましてですね保安規定のところでも記載しているというところがございます。
0:10:46	主な内容としましては
0:10:49	設工認におけるきもの市での用語の定義、
0:10:53	の内容を追加したりとかですね、記載を適正化すると、あと、先ほど基本設計方針のところでもありましたけれども、
0:11:03	こちら審査会合の中です、適用する時期について説明しておりますので保安規定においても、当該の原子炉容器に燃料が装荷されている期間というところで、
0:11:16	管理を実施する期間について明記したというものになってございます。
0:11:20	あと、
0:11:22	可燃物を持ち込む必要があるときに持ち込むことがわかるようになりますね、記載の方を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:30	当該範囲内に原子炉の安全確保等に必要な資機材の関連規制物質を持ち込む必要がある場合という形で必要があると。
0:11:40	というような形で記載の適正化をしてございます。
0:11:43	あと、
0:11:45	6メーター範囲外のところについてもですね、先ほどの基本設計方針、審査会合も踏まえてですね、記載を適正化するということで、火災の感知消火の具体的な対策について明記をしたと。
0:11:59	いうものと、
0:12:02	6名の範囲外の設計についても明記したというものになってございます。
0:12:06	あと最後※として書いておりますけれども先ほど、
0:12:10	ヨシダの方からも話しましたけれども、
0:12:14	笠井元のところの系統分に係る
0:12:19	考慮した系統分離対策を行う運用というところでどういう火災減を考慮しているのかというところについて
0:12:27	運用を行う場合とはどういう場合なのかというところで、記載の内容を追記、※書きとして追記しているものになってございます。
0:12:38	続きまして2枚目のところでございますけれども、不足のところ
0:12:44	になりますけれども、
0:12:46	A、
0:12:48	の、括弧2のところですけども、
0:12:51	こちらの方は、防護対象の電線管等の敷設ケーブルという形で記載の適正化を行っているというところと、
0:13:00	あとは適用時期に関しましては、
0:13:05	審査会合でも話しましたけれども、できるだけ早期に適用運用を開始していくというところでございますので、第43条の3の11、第1項の使用前事業者検査の完了日以降に適用するという形で、
0:13:21	付則の適用時期、今回の内容についての適用時期について
0:13:28	適正な運用を開始するための記載の適正化を行っているというものになってございます。
0:13:34	保安規定側についての説明は以上でございます。
0:13:39	はい。規制庁西内です。
0:13:41	ありがとうございます。
0:13:44	それから私の方から全体通しで確認をさせていただこうと思っておりますけど、基本的には今までの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:52	審査会合の間でもお話ししましたし審査会合の後のヒアリングでもお話し たと思いますけど基本的には今まで1回目2回目のヒアリング審査会 合、
0:14:02	で議論した内容を踏まえた補正になっているという理解でまず全体の理 解としてはいいですかね。
0:14:11	はい、関西電力吉田でございますその理解で問題ございません。
0:14:16	わかりました。そういう意味で第2回の会合の時に示されていった基本 設計方針とか保安規定からは、
0:14:24	それなりに変更箇所がありますけどいずれも明確化、しっかり申請内容 を書こうと思ったらこれから明確化されましたってそういう趣旨のもの という理解でよろしいですか。
0:14:36	はい関西電力予算でございます。そういう趣旨で今回補正をさせていただ いております。
0:14:43	はい。規制庁ニシウチですわかりました。ちょっと1個ずつ、一つ一つ 確認をさせていただければと思いますけど。
0:14:51	まず、資料1の施行2の方ですね、単なる適正化はもうちょっと飛ばし ますけども、
0:15:00	まず1枚目のポツのところですね、ちょっと備考欄の備考欄じゃない の。
0:15:07	説明なんですけど、基本的に今までの審査会合で議論した内容の反映 であれば、1回目の審査会合で議論した内容に回目の審査会合で議論 した内容とか、そういった形でちょっと基本的にすべて紐付けをしておい ていただければなと思います。
0:15:22	先ほど説明の中でもちょっと
0:15:25	ここに書かれてないけど会合で議論、会合で議論したとかっていうワード はあったと思うのでちょっと明確にそこをさせていただければなと思い ます。
0:15:32	そういう意味でちょっと確認をしていきたいんですけど、まず、
0:15:36	ポツ、葛西元、
0:15:39	2、
0:15:40	対する対策を考慮した系統分離なんか対策も何か若干追加になってる んでこれも適正化ですよ。
0:15:46	タイトルが若干変更になってますけど、
0:15:49	ちょっとこういう適正化とかを全部、ちょっと飛ばしますけど正しく表現し ておいていただければそれで結構ですと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:55	衛藤。
0:15:56	まず同等の設計としてっていうところですけど。
0:16:03	これは第1回となる第2回でも確かやりとりさせていただいた記憶ありますけども、
0:16:09	ちなみに同等って言い方でいいんですって。あと
0:16:14	同等というと、同じく等しいですよ。
0:16:18	要は、同同一ではないわけですよ少なくとも、
0:16:21	だからあくまで設計レベルとしては同等であるってそういう趣旨のワードと思えばいいですかね。おそらく確かこれ中操とかCVとかの業績方針も同等って書いてあったのは多分同じような表現を、いつもされてるのかなと思うんですけど。
0:16:37	はい関西電力吉田でございます。ここの同等の設計という記載につきましては中央制御室CV内と同じ記載にしております。趣旨としては
0:16:51	異なる系列の機器、系今回はケーブルですけども、それが単一の火災で同時に機能を損なうことがないようにというのは、達成できるという意味で同等というふうに記載しております。
0:17:08	はい。規制庁西内です承知しますと、
0:17:11	少々お待ちください。
0:17:15	規制庁西内です。ちょっと続けて、
0:17:20	で、2行目ですかね、火災防護対象ケーブル加古電気盤及び制御盤除くってとこなんですけど。
0:17:28	一応
0:17:30	第2回審査会合のときには、
0:17:33	これ火災防護審査基準の定義上はケーブルに電気盤の制限を含むってなっていて実際基本設計方針でもそういう定義で使われてるって認識してましたけど、
0:17:41	これだけ見ると
0:17:43	逆に言うと電気盤とかも含むようには見えますけど、
0:17:46	第2回の審査会合のパフォーで図示して、今回の申請範囲示されてると思いますけどその時に制御盤とかを申請範囲には書いてないので、だから、
0:17:59	言えば、議論して説明してない。説明した内容の適正化を反映したってそういう理解でここも大丈夫ってことですかね。
0:18:06	はい。関西電力吉田でございますその通りでございます。
0:18:11	はい、わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:13	わかりますと。
0:18:15	続けてその次の考慮するか再現はっていうところは、
0:18:20	この後の説明にちよつとつなげるようなイメージで多分ここに書かれてるのかなと思いますけど、ただいままで固定化再現とか持ち込み可燃物っていうふうな定義は、
0:18:31	あまり要は今までこれ裸で使ってたワードだと思うんですけど、その定義を明確化していると。
0:18:40	で、
0:18:45	これは、
0:18:47	まず、固定化債権の方の定義ですけど、
0:18:50	この常に設置または保管している。
0:18:54	ていうところかというと、常に設置しているっていうのは、これいわゆる常設機器っていう理解でいいんですけど常設設備。
0:19:02	はい。関西電力吉田でございますここは常設設備。
0:19:07	はい。江藤規制庁ニシウチわかりましたで、逆に常に保管しているっていうのが可搬型の設備という理解ですかね。
0:19:15	はい。関西電力ヨシザワですか。ここは可搬型設備を意図しております。
0:19:21	終わりますと、
0:19:24	持ち込み可燃物の方で一時的に持ち込むって書いてあるんですけど、
0:19:31	これは、
0:19:33	これはまさに審査会合とかでも確か持ち込み可燃物こういうのがありますって説明していたものを表現しようとしたらこうなった。
0:19:40	ていう理解でいいんですけど。
0:19:47	第2回の審査会合パワーポだと7ページ目とかで説明された内容ですかね。
0:19:53	作業中の資機材とか、仮置資機材とかそういうものがここに含まれるってそういう理解ですかね。
0:19:59	はい。関西電力遊佐でございます。
0:20:02	ここは作業中資機材加療き資機材で、ポツbポツで、審査会合のとき説明していたものを、イとして記載しております。
0:20:15	はい。規制庁ニシウチですわかりました。
0:20:18	多分理解は合ってるの、共通認識とれてるのかなと思っていて、1個1個確認なんですけど。要は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:25	可燃性発電所内に、実際に固定としてあるものと持ち込みとしてあるものとどっちかの、要は、発電所内に存在する可燃性物質は、どちらかにはまずジャンル分けされる。
0:20:37	と書いていいんでしたっけ。
0:20:39	要は常設っていう意味でいうとそれは明確だと思うんですけどその保管っていう手に保管っていうところと一時的に持ち込むっていうところでどちらかには入ってくる。
0:20:49	そういう意味合いで書いていいんでしたっけ。
0:20:52	はい関西電力吉田でございます。補完という意味でいくと、固定の部分と、持ち込みの部分、どちらかに整理するようしております。
0:21:05	わかりますと、
0:21:08	あれですよ。常に保管しているっていうところは例えば可搬SAとかって要目表とかで保管場所まで明記していると思うんですけど、そういった保管場所も明記して決めているもの。
0:21:19	は常に保管に入るとかそういうイメージでしょうかね。
0:21:23	ナカニシ十河あります。
0:21:27	はい。関西電力吉田でございます。保管する場所を要目表等で決めているもの、これは可搬設備として、工程の方に整理しております。
0:21:39	一方コースであるとか、資機材に当たるようなそういうものは、持ち込みというふうに整理しております。
0:21:49	はい。規制庁西内ですわかりました。
0:21:52	これ最後補足説明資料またご提出いただく理解でよかったですよ。
0:21:58	はい。関西電力吉田です。そのつもりでおります。わかりました。そういったところでちょっとその具体的なレイジーはちょっと充実をいただければと思います。
0:22:08	認識に多分そごはないと思うんですけど資料化しておいていただければというオーダーですよろしく申し上げます。
0:22:14	はい。関西電力吉田です。承知しました。
0:22:17	はい。だからこれも文字化するのは今回初めてだけでも、今まで説明していたイメージでは
0:22:24	特に持ち込み金不足だった第2回で説明したようなものを、言語化しただけですとそういうことですね。
0:22:29	わかりますと。
0:22:31	続けて2ページ目です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:38	防護対象系列っておっしゃってたこのこの内っていう段落の話ですかね。
0:22:44	これも確か第1回サイトウ室長から考え方、説明を求めて、
0:22:50	第1回の会合の中とあと第2回の会合でも確か説明あったと思いますけど、必ず成功パスが一つ残るように選定をしているケーブルトレイと、
0:23:01	があるんだったら同じケースを守るって話だったと思うんですけど。
0:23:05	藤。
0:23:06	それを、
0:23:07	適切に変えたらこうなったっていうことですか。
0:23:13	今日それを表現しようと思ったらこうなったっていうことですか。
0:23:16	はい。関西電力吉田です。それを表現すると、こうなると、もともとケーブルトレイと同じ系列を防護というのもケーブルトレイの防護する側の系列もそもそも、
0:23:30	同じ考えで、選んでおりましたんでそれを文字化したという内容になります。
0:23:37	はい。規制庁西内です。確認なんですけど、まず、いずれか一方に対して対策を講じる、これろうはの対策なので、
0:23:46	固定の方でいうと要は、隔壁間電線管ラッピングとかそういった隔壁をどっちの仮ケーブルに巻かかっていう話だと思うんですけど。
0:23:57	戸高いずれか一方に巻きます。いずれか一方負けば、必ずワンパスは残るでしょうっていうのが基本の考え方ですよっていうのはすごいすんなり理解ができて、次なんですけど。
0:24:09	固定化再現となる機器を設置している区域区画においては、
0:24:14	その機器、
0:24:15	の系列と創出系列なケーブルの火災に対して対策を講じるっていうところで
0:24:24	ここで意図しているのは、ちょっとA系B系ってちょっと使いますけど、A系B系の系列がありますんで、
0:24:34	本A系Bのポンプが、例えばA系のポンプがあってそこからケーブルが伸びている。
0:24:39	B系B系のポンプですか。B系のポンプがあって同じケーブルが伸びているっていう区画があったときに、これ多分一番最初にあれですかね多分。
0:24:50	は始まりの検査指摘の美浜の電動補助給水ポンプ室とかもそうだったと思うんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:56	そういったときに、
0:24:58	A系のポンプはこれ機器ですよ。
0:25:02	これが、
0:25:03	いわゆる固定葛西元となるポンプで数と、
0:25:09	それがある以上は、それがいわゆる発火して、火災になる、その火災でB系が死んだら共倒れになるからB系を守る、
0:25:19	ていうことを言いたい文章ですか。
0:25:24	はい。関西電力吉澤でございますおっしゃる通り、A系とB系のポンプがある部屋、A系が燃えて、
0:25:34	B系の電線、ケーブル、これが影響を受けないようにというのと逆に、B系のポンプが燃えてA系のケーブル燃えないようにという、その両方を考えてそういった、
0:25:47	A系B系のポンプがあるようなところは、両方守ると。そそういったところになります。A系のポンプだけしかない。
0:25:57	ないとすれば、そんな時は、B系のケーブルを守ると。そういうことになる
0:26:08	あと、少し少しだけお待ちいただいていいですか。
0:26:17	火災対策室の齋藤です。今のちょっと説明の解釈をもう1回ちょっと確認したいんですけども、
0:26:24	A系があれば系の火災防護対象機器があればB系を守る、B系があれば影響を守ると。
0:26:33	パターンとして、A系B系も両方あるようなパターンだと、それは両方守るというふうにここでは読むというふうに、はい。理解すればよろしいですか。
0:26:44	はい。関西電力よさですその理解で問題ございません。
0:26:50	はい。火災対策室の齋藤です。あともう1点日、この内って書いてある前半の部分なんですけど、
0:26:57	これはいずれか一方で、理解はしてるつもりなんですけどもともとその考え方としては、守る方がもうすでに決まってて、それに合わせて守るという理解。
0:27:11	それがいずれか一方っていうのは、もうすでに決まっててそれに、
0:27:15	合わせて自動的に衛系統が決まるというふうに理解してたんですけども、
0:27:22	すというようなことをこの文章の意味で含めているということよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:32	はい関西電力吉田でございます。いずれか一方というのはA系とかB系とか、あらかじめ決めてるものではなくて、その火災区域または区画、
0:27:46	単位で、どちらを守るのが最も
0:27:52	効果的といえますか。
0:27:55	速やかに対策できるかというところを考慮して、
0:28:01	区画単位で、
0:28:02	いずれか一方を決めていくと。
0:28:05	そういうことをしております。
0:28:09	火災対策室の齋藤です。いやもともと今までのヒアリング審査会合の中で、具体的に具体的な図面とかと合わせていったときに、要は次、
0:28:23	A系B系どちらを守ることになっていますというご説明を確か、
0:28:28	特に審査会合と含めていただいたと思うんですよねそのときにどちらを守るかと。
0:28:33	ということについては、その考え方を教えてくださいというふうに、審査会合でも、私から申し上げたはずでそのときに、
0:28:43	その答えとして、要は、この電線管の堆砂くう以外にももともとここでは火災防護対象ケーブルが除くってというケーブルトレイとの話があって、そのケーブルトレイ、
0:28:56	能話とかでもすでにケビキが決まってるものについてはそれは自動的に、それと同じものを守るんですよねと。
0:29:04	いようなお話をいただいて理解したつもりなんですけどもそれがこの文章の中に含まれているかどうかというところの確認を今してたんですけどもそこはどういう解釈になるか少し、関西電力遊佐でございますケーブルトレイ、
0:29:20	と同じ系列を守るというところろは変わっておりません。そういう意図で、どちらか守るところはケーブルトレイと同じ。
0:29:31	系列を守ると。そういうことにしております。で、ちょっと先ほど申しましたのはもともとケーブルトレイ、どっちどっちに対策を施すかというところで、そこは区画ごとに、
0:29:44	検討して、決めたと、そういう、
0:29:49	ことでございます。
0:29:51	火災対策室の齋藤です。今のお話出た向いて理解いたしました。
0:30:07	規制庁西内です。
0:30:09	少しおマツダ時言っているいいですか。すいません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:14	火災対策室の齋藤さん、すいませんもう1個日本語的なところをすいません確認させてください1ページののところから2ページにかけての、の段落のちょっと繋がりを一度確認させていただきたいんですね一段落目ワー
0:30:31	えとはポツの1段落目に一番最後のところに葛西元の種類に応じた対策を行う設計とするっていうふうに書いてあって、そこで火災する考慮元はっていうのは2段落目に、考慮する火災現場というのが2、2段落目に書いてあってここは本来は、
0:30:46	何とか年っていうところで多分終わるはずなんですよ。その次にそれぞれ以下の色2、ケール対策を行う設計とするっていうのと、
0:30:57	一段落目に書いてある火災下の種類に応じた対策を行う。
0:31:02	設計とするっていうのはこれは言ってる意味としては同じというふうに理解すればよろしいんですかね。
0:31:13	一段落目の設計とする、2段落目の設計とするっていう。
0:31:18	ところの繋がりが同じことを結果としては行ってるというふうに理解すればいいの何か違うこと言ってるんですけどつけっていうことを、
0:31:26	理解すればいいんですけどつけっていうところね、3段落目は当然この内イロハの対策についてはって書いてあるんで、それは限定されてこういう条件でこういう対策するっていうふうに、
0:31:37	わかるんですけど一段落目のこの、
0:31:40	ところと2段落目のこの設計とするっていうところはさしてるものを同じというふうに理解すればいいですかっていうすいません確認だけです。
0:31:47	監査、関西電力江沢でございます。同じでございます。2段落目は葛西元の内容を
0:31:56	ケーブル等固定火災に持ち込み可燃物というふうに具体化した上で、ろうはの対策を行うということで、一段落目ももうちょっと、
0:32:07	かみ砕いてっていうか細分化したような記載にしており、
0:32:12	火災対策室の齋藤で1段落目が総論的な話をして2段落目がそのぐその総論的なものを具体化した説明としているということで理解いたしました私からは以上です。
0:32:26	はい。規制庁西内です。
0:32:33	続けて、(イ)は、
0:32:37	これは明確化ですね。
0:32:40	はい。
0:32:41	で、括弧Lower。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:44	これ括弧はもう一部共通ですけど、6メートル範囲内と範囲外の話は明確にしている範囲内の話はこれ何も変わってないわけですね。
0:32:53	で、範囲外の話は、
0:32:56	私は第1回の審査会合で、伴以外に何か早期感知消火しますって話を確か私からこれが系統病院どう寄与してるかをちょっと整理して、
0:33:06	という話をしたとされていて、改めて整理をしたら、明確にここで記載を
0:33:12	しているってそういうことですかね。
0:33:15	それはあれですかね、6メートル離れてるだけではなくて、
0:33:22	言うなればあれですか、その6メートル離隔プラス自動感知消火と、同等性謳うにあたってはこの感知消火という運用も、ここで器も付けて
0:33:32	おく。
0:33:32	ということを選択したということですかね。
0:33:36	怒ってますからね。
0:33:39	はい。関西電力吉澤でございます。もともと
0:33:45	2ポツろうポツ、
0:33:47	あと今回、採用しませんけども火災防護審査基準にある、6メートルの可燃物が
0:33:55	ない、離隔、
0:33:55	こういったものは、もともと火災区域または区画単位での対策になりまして、
0:34:07	今回このポツは火災区画の中でも、
0:34:07	6メートルの範囲に絞った対策になりますんで、そしたらそれ以外の部分はどう
0:34:17	するかというところで、そこは消火活動、
0:34:17	これをきちっとやることで、
0:34:21	他の対策と同等な水準。
0:34:25	を達成すると、そういう意図で、記載をしております。
0:34:33	はい。規制庁西内ですわかりました。
0:34:37	あと、
0:34:39	わかりました。
0:34:49	わかりますと、
0:34:57	はい。
0:34:58	この6メートルの範囲外行ってる感知消火つちゅう話は、
0:35:05	(2)の、だからいわゆる系統分離の前のところで言ってる感知消火、まだ今火災バックフィットとかで今並行的に審査をさせていただいてます
0:35:16	けども、損傷の感知消火、
0:35:16	の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:17	設備を使う。
0:35:19	で、
0:35:21	要はあの(ア)で言ってるような監視員の配備とかではなくて、部屋の感知器で干渉して、
0:35:27	速やかに消火活動を実施する。
0:35:30	っていうイメージですよ。
0:35:33	監視員の配備とかはこっちやなくていいのかって言う話で言っと、これでいいと思っているのは、なぜでしたっけ。
0:35:46	これはあれですが、6メートル離隔離れてるから、
0:35:50	いわゆる真島。
0:35:54	今すでに運用している消火活動、監視消火活動で、随分火災、
0:36:00	防護対象ケーブルに影響を及ぼさないように、
0:36:04	対応ができる。
0:36:06	と考えているっていう理解ですか。
0:36:11	はい。関西電力吉澤でございます。
0:36:14	6メートルの離隔、持ち込み可燃物を持ち込まない6メートルの離隔、これは1時間隔壁と同等なものというふうに考えておまして、
0:36:26	そうするとその6メートルの範囲外で発生した火災、これを1時間という時間の中で対応できれば、
0:36:36	その火災防護対象ケーブルには影響が及ばないようにできると、そういう考えで、従来からやっているその消火活動、
0:36:48	これをもって、1時間以内に消火活動を開始できるのかどうかというところ、これを
0:36:56	考えた場合、十分可能であるというふうに判断しまして、
0:37:03	その消火活動によって、そこは担保すると、そういうことにしております。
0:37:13	はい。規制庁西内ですわかりますと、そこら辺はあれですかね保安規定の補足とか、工認の補足とかそういったところで、具体化をされて、今これからされるのか。
0:37:26	はい。関西電力吉田でございます。設工認の補足の方で、今のような考えを今、文章化したいと思っております。
0:37:38	はい。規制庁西内ですわかりました。
0:37:42	(口)両アベ後あれか。なお書きのところで、これはまさに第2回の審査会合で、
0:37:48	議論させてもらう。
0:37:50	と。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:37:51	実証試験等によって確認するで、
0:37:55	どう、
0:37:57	実証試験って言ってるのは坂野電気試験の話ですかね。電気盤の燃焼試験の話ですかね、会合のときに説明いただいた。
0:38:06	で、頭に何が入るかっていうと、FDSを用いた確認行為が入る、そういう理解でよろしかってます。
0:38:16	はい。関西電力遊佐でございますその理解で記載しております。
0:38:20	わかりましたでこれはまさにもう審査会合の場で説明してもらった内容を 確認する設計だっってそういう理解ですかね。
0:38:26	はい。関西電力吉澤です。その通りでございます。はい。規制庁西内です わかりました。じゃあ次(ハ)ですけども、
0:38:36	内容的に高ってというのは、原子炉容器燃料が装荷されてる期間において っていうワードは、
0:38:44	審査会合の場での保安規定上はもうモード外は運用除外するって説明 をいただいてたと思いますけど、
0:38:52	その期間を明確にここでも書いているということですかね。この、これ、 要はモードナイトウを読めばいい、理解、保安規定上でいうとモードだと思 えばいいんですよね。
0:39:02	はい。関西電力吉澤でございます。その通りでございます。
0:39:07	はい。規制庁西内ですわかりました。
0:39:11	はい。
0:39:13	あと範囲外の話も追加ですがそれ以外の中身の追加は特にはないです。
0:39:20	はい。
0:39:23	あれ、衛藤関心の配置及び消火設備の配備等ってところがちょっと 追加ですかね、ここで言ってる。
0:39:34	消火設備の配備ってとこなんですけどね。人が持って出ていくようなも のであれば、その人が、その辺に消火器を使う、もしくは自分たちで持 っていった消火器を使って何かあったら仮想化するようにしますと。
0:39:50	例えば置いていく、残置していくようなもの。
0:39:54	作業が終わってそのまま仮置方、保管としてそこに残置していくような 人が張りつかないままのような、資機材に関しても、消火設備の配備っ ていうのを行うんでしたっけ。
0:40:08	はい。関西電力吉田でございますその残置した可燃物、これが鉄箱等 に入っていれば、火災が起きてても、窒息消火とか、そういった期待でき るんですけど、不燃シートで養生とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:22	そういった対応をする場合は、なかなか消化が難しいというのもあるので、その場合は、エアロゾル消火設備、
0:40:33	といったようなそういうものを不燃シートの中に配備し、オク形で火災が起きたら、自動的に消火するような、そういう対応対応をしたいと。
0:40:45	しております。
0:40:48	規制庁西内ですわかりました。だからあれですね審査会合のときに説明してもらった持ち込み可燃物の類型化されたものだったと思いますけど、あれはすべてに対して、
0:41:00	要は消火機能っていうのはなかなか
0:41:03	用意ができている状態だってそういうことですかね。
0:41:07	はい。関西電力吉田です。その通りでござい。
0:41:11	はい、わかりも知っとう。
0:41:15	はい。起こりますと、
0:41:17	ちょっとあれですね説明欄に、何回の審査会合でとかって最初に冒頭お伝えしましたがそういう情報をちょっと追記いただければと思います。内容は概ね共通認識されてるかなと思いますので、
0:41:30	ちょっとまた購入は添付資料もそれに仮のボリュームがあるので、またちょっと今日でなくて明日以降ですけども、事実確認を進めたいと思ってます。
0:41:43	で、例えば次保安規定先に言ってしまいますけども、
0:41:49	ちょっと保安規定は、
0:41:51	いろいろ書いていただいていますけど、これは基本工認と同じ修正ですかね何か違うところありますか。
0:42:00	関西電力藤原です。設工認と同じ内容になってございます保安規定のみで記載するというものはございません。
0:42:09	はい。規制庁西内ですわかりました。
0:42:15	わかりました。衛藤さん不足の部分は、これはヒアリングの時に一度お聞きした内容ですかね。
0:42:23	関西電力藤原です。そうですね。前回のヒアリングの際に、この内容について説明したものになってございます。はい。喜多ニシウチですわかりました。
0:42:36	はい、わかりました。ありがとうございます。
0:42:38	衛藤。
0:42:40	私からは全体一応以上ですけども、規制庁側から何かまずこの範囲で、追加で確認っておりますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:49	と火災対策室のサイトウでちょっと日本語的なところをちょっとすみません、2、3点確認させてください
0:42:57	先ほどのポツの括弧は、要は2、1枚目の裏が2ページ目になるんですかね、のところがなんですけど、
0:43:06	上から3行目2、一番最初から読み上げ当該範囲内原子炉の安全確保等に必要な資機材のケ年物質以外をっていう、
0:43:17	ところで、
0:43:18	必要な資機材のケ年物質っていうのは要はこのし必要な資機材をケ年物質として取り扱ってそれ以外を持ち込まないような運用にするという意味でよろしかったですね。
0:43:33	はい。関西電力吉田でございます。
0:43:38	意味で使用しております。
0:43:43	火災対策室の齋藤です次に保安規定の方でちょっとすみません主語と、
0:43:51	他対応手法とそれに伴う対応の関係をすみませんちょっと確認をさせていただきます
0:44:00	表面の方の保安規定抜粋って書いてある、真ん中の欄の括弧Bって書いてある保安、保全計画課長宛書いてあるところの、
0:44:11	一段落目2段落目、
0:44:15	と、
0:44:17	麻生層、2段落目でまずなお、各課室長は、
0:44:22	て書いてあって、
0:44:23	最後に、監視員の配置及び消火器等の配備等を実施するって書いてあってこれは、
0:44:31	各、
0:44:33	とか室長が、そういうことを実施するという理解でまずよろしいんでしょうか。
0:44:41	関西電力藤原ですその認識で問題ございません。
0:44:45	です、火災対策室のサイトウですねその時の話としてええと、もうちょっと上の方の2.5の手順書の整備で(2)番のところに、各課室長は当直課長除くっていうふうに書いてあるんですけども、
0:44:57	こちらの各課室長は当直価値を含むという理解でよろしいんでしょうか。
0:45:04	関西電力藤江です。こちらの方は当直課長を含むということで問題ございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:10	あと、同じようなお話で、次に、次へとなオカ1と二つ目の段落で次三つ目の段落がまたって書いたと同じように各課室長終わって書いてあって、今度はこれは、
0:45:24	1、
0:45:25	監視人の配置ではなくて今度は監視と、それから消火器消火栓等を用いた消火活動を実施するというふうを書いてあって、
0:45:35	先ほどの2段落目のところは監視員の配置とか配備を実施するという段準備の段階です。今回のこちらの他の段落についてはこれは実際に、
0:45:48	本当に監視するし、それから消火器消火栓等を用いた消火活動を実施しますというふうに宣言されてますけれども、それはそれで、主語と述語の関係として大丈夫ですね。
0:46:00	そうですね。ちょっと意見補足しますと第2、このまた以降のところについては6メートルの範囲外というところの内容でございましてそちらの方で、
0:46:11	関心度は特にオカないんですけれども火災が起こった際には、各課室長が、そういう消火活動を見つけた場合ですね、実施するというところを記載しているというものでございます。
0:46:25	火災対策室の齋藤です。すいません多分、この中に多分、火災を発見した場合の、多分初期消火について多分こう書いてあると思うんですけども消火活動というと実際に自衛消防隊の活動とかも入ってくるわけですけどその辺は、
0:46:42	一連のこの段落の中で読み切れているということになるんですかね。
0:46:50	こちらの方についてはあくまでも今回の沿い対応の6メートルの中、一つの区画内で、6メートルのエリア、審査会合の方ですとパターン2という形で、
0:47:03	ラインを引いてエリアだけを守りますと言っているようなところに対しての6メートル範囲外のところに、対してやるというところで、
0:47:11	他にですね
0:47:13	もともとの保安規定の方のところですねそ早期検知感知及び消火というところで、基づいて実施するというところは記載しておりますので、そちらとあわせて実施していくのかなというふうに考えてございます。
0:47:28	あと火災対策室の齋藤です。すいませんとじ系列のところの念のための確認なんですけれども、こちらで今ここで赤字で書いていただてる

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	方の部分っていうのは、最初期の活動としてこういったものを規定して、火災を発見したらそれはそれで、
0:47:43	自衛消防隊としての活動に繋がっていくという意味で書き分けているというふうな理解でよろしいですか。
0:47:49	はいその認識でもってください。
0:47:53	はい。火災対策室のサイトですとりあえず確認としては以上です。
0:48:03	はい。規制庁西内です。
0:48:06	とりあえず基本設計方針と本文レベルの確認は以上ですかね。
0:48:12	概ね共通理解をとれてるのかなと思うのであとはちょっと全部とか補足とかも含めしっかり確認をと思うんですけど、補足説明資料は、ちなみに、いつごろご提出いただけそうかという、
0:48:32	関西電力吉澤です。明日には用意できます。
0:48:37	はい。規制庁西出です。わかりましたじゃ、明日またあれさヒアリングをやって、
0:48:43	ちょっとここで今日確認した内容も含めた五つ補足説明書とか添付の補正箇所等も含めて確認をさせていただいて、
0:48:51	追加で何かあればそこで被害事実確認させていただいてっていうようなイメージですかね。
0:48:56	今日はとりあえずこの部分説明をいただいた、基本設計方針部分本部部分の説明いただいたということで、そういう認識でよかったですかね。
0:49:06	はい。関西電力吉田です。その認識で問題ございません。
0:49:11	はい。規制庁ニシウチつわかりますと、少々お待ちください。
0:49:17	はい。すいません規制庁西内です。今日のヒアリングはこれで終了にさせていただいて先ほどちょっとは確認させていただいたように明日はちょっとまた、これ以降のブレークダウンした部分の確認を最後させていただいて、
0:49:29	事実確認を引き続きできればと思います。
0:49:34	はい、じゃあ江藤関西電力側から何か全体通してありますか今日時点でよろしいですか。
0:49:40	関西電力でございます特にございません。
0:49:44	はい。衛藤Webで参加されてルー関西電力の方もよろしいですか何かある方いらっしゃいます。よろしいですか。
0:49:53	大丈夫ですかね。はい。
0:49:55	はい。出来社長もよろしいですかね。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:58	選挙のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます た。
---------	---

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。